

## 2 R及び分別・リサイクル活動等優良事業所認定制度要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、2 R及び分別・リサイクル活動を積極的に行っている事業所及び特に優れた2 R活動を行っている事業所を優良事業所に認定することにより、事業者の活動意欲を増進するとともに、本市全体の更なるごみ減量に向けた機運の醸成を目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱で用いる用語の意義は、次の各号に定めるほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則において使用する用語の例による。

- (1) 2 R活動 事業所におけるリデュース（発生抑制）及びリユース（再使用）の促進による廃棄物の減量を目的とした活動をいう。
- (2) 分別・リサイクル活動 事業所における廃棄物のリサイクル（再生利用）の促進による廃棄物の減量及び適正な処理を目的とした活動をいう。
- (3) 2 R特別優良活動 事業所の2 R活動であって、独自性のある取組や先進的な取組が実施されている又はその活動が顕著であるなど、特に優れた2 R活動と評価できるものをいう。
- (4) 優良事業所 この要綱に基づき認定を受けた事業所をいう。
- (5) 所有者等 事業用大規模建築物及び特定食品関連事業者における廃棄物の発生抑制等に関する指導要綱第3条に規定する者をいう。

### (2 R及び分別・リサイクル活動優良事業所の認定対象)

第3条 この制度による「2 R及び分別・リサイクル活動優良事業所」の認定対象は、本市域に所在する事業用大規模建築物とする。ただし、本市の施設（指定管理者が管理するものを含む。）は対象としない。

### (2 R特別優良事業所の認定対象)

第4条 この制度による「2 R特別優良事業所」の認定対象は、第1号から第3号のいずれかに該当するものとする。ただし、本市の施設（指定管理者が管理するものを含む。）は対象としない。

- (1) 本市域に所在する事業用大規模建築物
- (2) 条例第17条第1項に定める事業者の店舗その他の事業の用に供する建築物
- (3) 条例第19条第1項に基づく報告対象とする旨の通知を受けた物品小売業者又は飲食店業者の店舗

### (認定基準)

第5条 第3条による認定は別表1、第4条による認定は別表2の基準により行うものとする。

### (申請)

第6条 認定を受けようとする者は、第2項又は第3項に基づき、その旨を市長に申請するものとする。

- 2 「2 R及び分別・リサイクル活動優良事業所」の認定を受けようとする者は、当該建築物ごとに、毎年4月1日から5月31日までの間に、「2 R及び分別・リサイクル活動優良事業所認定申請書」（様式）を市長に提出することにより行う。
- 3 「2 R特別優良事業所」の認定を受けようとする者は、第4条第1項各号の店舗又は建築物ごとに、毎年4月1日から5月31日までに「2 R特別優良事業所認定申請書」（様式）を市長に提出することにより行う。
- 4 有効期間の満了後も引き続き第2項の認定を受けようとする者は、当該年度の4月1日から5月31日までの間に申請するものとする。

### (調査)

第7条 市長は、前条第2項の申請があったときは、当該建築物に職員を派遣し、申請内容その他

必要な事項について調査を行うものとする。

- 2 市長は、前条第3項の申請があったときは、必要に応じ申請内容その他必要な事項について調査を行うことがある。

(審査)

第8条 「2R及び分別・リサイクル活動優良事業所」の認定に係る審査は、第6条第2項の申請内容及び現地調査の結果に基づき、第16条第2項の審査委員会において、認定基準への適合性について判定することにより行う。

- 2 「2R特別優良事業所」の認定に係る審査は、第6条第3項の申請内容及び調査の結果（調査を実施した場合）に基づき、第16条第3項の審査委員会において、認定基準への適合性について判定することにより行う。

(認定)

第9条 認定は、前条の審査結果に基づき、市長が行う。

- 2 「2R及び分別・リサイクル活動優良事業所」の認定にあつては、市長は、当該建築物の所有者に対し、認定証を交付する。
- 3 「2R特別優良事業所」の認定にあつては、市長は、第4条第1項第1号の場合は、当該建築物の所有者に対し、第2号又は第3号の場合は、認定した店舗又は建築物で事業を営む者（認定した事業所が支社・支店の場合は、支社・支店を代表する者）に対し、認定証を交付する。

(有効期間)

第10条 認定の有効期間は、認定を受けた日から2年間とする。ただし、第6条第2項の申請に基づき、当該建築物が引き続き認定を受けた場合においては、次の認定を受けるまでの間は、従前の認定があるものとみなす。

- 2 前項の規定にかかわらず、3回連続して「2R及び分別・リサイクル活動優良事業所」の認定を受けた事業所については、有効期間を定めないものとする。

(公表及び表彰)

第11条 市長は、優良事業所の名称やその他必要な事項を市ホームページに掲載する等の方法により、広く知らせるように努めるものとする。

- 2 市長は、3回連続して「2R及び分別・リサイクル活動優良事業所」の認定を受けた事業所について、表彰することができる。

(変更等の届出)

第12条 優良事業所の所有者等又は事業者は、次に掲げる事項に変更があったときは、その旨を市長に届け出るものとする。

- (1) 当該優良事業所の名称
  - (2) 当該「2R及び分別・リサイクル活動優良事業所」の所有者等
  - (3) 当該「2R特別優良事業所」の所有者等（第4条第1項第1号）又は事業者（第4条第1項第2号又は第3号）
- 2 前項の届出があった場合、市長は、必要に応じ現地調査を行うものとする。

(表示の制限)

第13条 認定を受けている旨の表示は、当該優良事業所以外で用いることができない。

(認定の取消し)

第14条 市長は、優良事業所が次のいずれかに該当することとなった場合、当該認定を取り消すことができる。

- (1) 第12条第1項の届出があった場合であつて、当該優良事業所における「2R及び分別・リサイクル活動」及び「2R特別優良活動」の内容に継続性がないと認められるとき
- (2) 当該優良事業所における「2R及び分別・リサイクル活動」及び「2R特別優良活動」の実態が申請内容と大きく異なっており、認定基準を満たさなくなっていると認められるとき

- (3) 当該優良事業所の所有者等又は事業者が、重大な法令違反、租税等の滞納、その他公序良俗に反する行為を行ったと認められるとき

(認定の失効)

第15条 優良事業所が廃業した場合その他同等と認められる場合は、当該認定は失効するものとする。

(審査委員会)

第16条 認定の審査を行うため、審査委員会を置く。

2 第6条第2項の申請にあつては、審査委員会は、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 環境政策局循環型社会推進部ごみ減量推進課事業ごみ減量担当課長
- (2) 環境共生センター所長
- (3) その他環境政策局長が指名する職員

3 第6条第3項の申請にあつては、審査委員会は、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 環境政策局循環型社会推進部ごみ減量推進課長
- (2) 環境政策局循環型社会推進部ごみ減量推進課事業ごみ減量担当課長
- (3) その他環境政策局長が指名する職員

(委任)

第17条 この要綱で定めるほか、この要綱の実施に当たり必要な事項は、環境政策局長が定める。

(附 則)

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

(附 則)

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

(附 則)

1 この要綱は、平成29年2月20日から実施する。

(経過措置)

2 改正前のこの要綱において「ごみ減量・3R活動優良事業所」の認定を受けた事業所であつて、「2R及び分別・リサイクル活動優良事業所」における第10条第2項の適用を受けようとする者は、過去の認定回数を通算できるものとする。

3 改正前のこの要綱における有効期間を定めない優良事業所にあつては、引き続き、有効期間を定めない「2R及び分別・リサイクル活動優良事業所」として取り扱う。

別表1（第5条関係）「2R活動及び分別・リサイクル活動優良事業所」

認定基準兼審査票

事業所名
------

1 必須項目（不適合項目があれば認定しない。）

	項目	適否
(1)	前々年度以降、廃棄物処理法その他廃棄物関係法令について、改善等を求める内容の文書指導を受けていない。	
(2)	当該年度の減量計画書を期限までに提出している。	
(3)	廃棄物管理責任者を置き、届け出ている。	
(4)	適切な廃棄物保管場所を設けている。	
(5)	容易に再資源化できる品目（段ボール、新聞、雑誌、缶・びん・ペットボトル）を排出している場合、分別・再資源化を実施している。	
(6)	適切なごみ袋等を使用している（袋を使用せず、容器等を使用している場合を含む。）。	
(7)	当該年度の条例第17条第1項の規定による報告書兼計画書を期限内に提出しており、かつ、実施義務・努力義務の項目の取組状況が十分である（提出義務がある場合）。	

2 取組評価項目（適合している項目について加点し、50点以上であれば認定）

	項目	評価（丸数字は配点）	得点
(1)	減量計画書等の状況（直近年度分について評価）		／20点
	ア 廃棄物の区分が的確に記載されている。	④廃棄物が適切に分類されて記載されており、実態と整合している。 ②一部に分類の不適切な部分があるが、実態は反映している。	
	イ 発生量の把握が正確（重量又は容積の実測、購入量からの推計）である。	④全量を実測している。 ②サンプリングで実測している。 ②一部の品目について全量を実測している。	
	ウ 処理先及び処理方法の把握が的確である。	④全ての品目について、取引している業者及びその処理方法を具体的に把握している。 ②一部の品目について、取引している業者及びその処理方法を具体的に把握している。	

	(発生場所等で) エ 発生する品目に応じた適切な分別容器が設けられており、区分どおりに分別されている。	④一見して、事業所のルールどおり分別されており、混入は見られない。 ②少量の混入はあるが、概ね分別できている。	
	(保管場所で) オ 適切な分別保管ができるよう図られており、区分どおり分別されている。	④一見して、事業所のルールどおり分別されており、混入は見られない。 ②少量の混入はあるが、概ね分別できている。	
(2)	<b>発生抑制の取組</b>		/ 25点
	ア 発生量の多い品目を適切に選定し取り組んでいる。	⑤その事業所の実態に応じて、発生量が多い品目について発生抑制に取り組んでいる。	
	イ 発生抑制を図るためのルールがある。	⑤発生抑制のための業務ルールがあり、周知されている。	
	ウ 実績が挙がっている。	⑤その品目の発生量が実際に減っている、又は少ない。	
	エ 個別取組に関する加算	(付表1) 具体的な取組について、1項目2点、最大10点まで加点する。	
(3)	<b>再資源化の取組</b>		/ 20点
	ア 発生量の多い品目を適切に選定し取り組んでいる。	⑤その事業所の実態に応じて、発生量が多い品目について再資源化に取り組んでいる。	
	イ 発生場所に分別容器を設置している。	⑤使いやすい場所に適切な分別容器を設置している。	
	ウ 個別取組に関する加算	(付表2) 具体的な取組について、1項目2点、最大10点まで加点する。	
(4)	<b>廃棄物の管理体制</b>		/ 20点
	ア 廃棄物管理責任者が責任と権限を有している。	④廃棄物管理責任者が廃棄物処理及び従業員への指導に関する実務権限を有している。 ②廃棄物管理責任者が自社の廃棄物の処理状況についてよく理解している。	

	イ 適切な契約等をしており、実績が確認できる。	④分別した品目ごとに適切な業者と書面により契約等をしており、実際に収集を受けていることが確認できる。	
	ウ 廃棄物保管場所での分別管理の体制ができている。	④廃棄物保管場所に常駐又はそれに近い担当者がおり、分別の徹底等の管理を行っている。 ②廃棄物保管場所を担当者が定期的に（1日1回以上）点検し、管理を行っている。	
	エ テナント等の協力を得るルールがある。	④貸テナントがある場合、テナントへの分別ルール等の徹底を図っている。	
	オ テナントごとにごみ量の把握を行っている。	④貸テナントがある場合、テナントごとにごみ量の把握を行っている。	
(5)	その他		/15点
	ア 環境マネジメントシステムを導入している。	⑤ISO14001又はKES等、第三者認証を受けている。	
	イ その他特筆すべき取組	特筆すべき取組があれば加点する。付表3を参考に、概ね、1つの取組につき5点を目安とし、最大10点を加点する。	
			合計点

(付表1) 発生抑制の取組項目例

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通い箱・ハンガー納品等，物流におけるリユース容器導入</li> <li>・ 発注管理・在庫管理等による廃棄・ロスの削減</li> <li>・ 長寿命化や材料の効率的利用等，商品開発による廃棄・ロスの削減</li> <li>・ 裏紙利用の徹底等によるコピー用紙削減</li> <li>・ 電子化によるコピー用紙削減</li> <li>・ テナントへの発生抑制の働き掛け</li> <li>・ その他</li> </ul>
--

(付表2) 再資源化の取組項目例

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生ごみ</li> <li>・ 魚あら</li> <li>・ 秘密書類</li> <li>・ シュレッダーくず，雑紙等</li> <li>・ 蛍光灯，電池</li> <li>・ 発泡スチロール，プラスチック類</li> <li>・ 廃食用油</li> <li>・ その他</li> </ul>
--

(付表3) 特筆すべき取組の例

- ・発生抑制，再資源化の取組に独自の工夫がある。
- ・従業員教育を定期的実施している。
- ・他の事業所に比べて著しい発生抑制を達成している品目がある。
- ・取引先や顧客に対してごみ減量の働きかけを行っている。
- ・再生品を調達するルールがあり，実施状況が確認できる。
- ・その他

## 認定基準兼審査票

事業所名
------

### 1 必須項目 (不適合項目があれば認定しない。)

	項目	適否
(1)	当該年度の条例第 17 条第 1 項の規定による報告書兼計画書を期限までに提出している (提出義務がある場合)。	
(2)	当該年度の条例第 17 条第 1 項の規定による報告書兼計画書において、実施義務・努力義務の項目に取り組んでいることが確認できる (提出義務がある場合)。	
(3)	前々年度以降、廃棄物処理法その他廃棄物関係法令について、改善等を求める内容の文書指導を受けていない。	
(4)	当該年度の減量計画書を期限までに提出している (提出義務がある場合)。	

### 2 評価ポイントと採点の目安 (審査員の平均が 70 点以上 (小数点第 1 位以下切捨て) であれば認定)

#### (1) 2 R 特別優良活動内容

- ・他の事業者に見られない独自性のある 2 R の取組が実施されている。  
50 点以上
- ・独自性があるとまではいえないが、先進的な 2 R の取組が実施されている。  
40 点以上 50 点未満
- ・広く普及している 2 R の取組ではあるが、その実施が徹底されている。  
30 点以上 40 点未満

#### (2) ごみ減量効果について

- ・妥当性のある評価指標が設定されており、ごみ減量の効果が出ている。 20 点
- ・評価指標の設定に妥当性があり、ごみ減量の効果が今後期待できる。 10 点

#### (3) その他加点

- ・2 R 特別優良活動に継続性が期待できる。 10 点
- ・2 R 特別優良活動について、より優れた活動への進展が期待できる。 10 点
- ・そのほか、2 R 特別優良活動について優れた点がある (地域貢献や教育活動支援につなげている、ごみ減量効果以外の優れた効果がある等)  
一つにつき、10 点



様式（第6条第2項関係）

## 2R及び分別・リサイクル活動優良事業所認定申請書（新規・継続）

(宛先) 京都市長	申 請 日	平成 年 月 日
申請者（事業用大規模建築物の所有者等）	住所・氏名（法人の場合は所在地・名称・職名及び代表者氏名）	
担 当 者 連 絡 先	(住所) (部署・職名) (電話番号) (氏名)	

下記の建築物について、2R及び分別・リサイクル活動優良事業所認定を申請します。

認定を希望する建築物	所 在 地	
	名 称	ふりがな

<アピールポイント>

2R及び分別・リサイクルの取組で力を入れていること、独自に工夫していることなどがありましたら、自由にお書きください。

## 2R特別優良事業所認定申請書

(宛先) 京都市長	申 請 日	平成 年 月 日
申請者（①又は②のいずれかにチェック） <input type="checkbox"/> ①事業用大規模建築物の所有者等 <input type="checkbox"/> ②店舗又は建築物で事業を営む者（事業所が支社・支店の場合は、支社・支店を代表する者）	法人の所在地・名称・職名及び代表者氏名	
担 当 者 連 絡 先	(住所) (部署・職名) (電話番号) (氏名)	

下記の建築物について、2R特別優良事業所認定を申請します。

認定を希望する建築物	所 在 地	
	名 称	ふりがな
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下記の内容について、A4一枚程度（両面可）にまとめること</li> <li>・ 参考資料として、別途A4一枚程度（両面可）を添付すること可</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 2R特別優良活動の内容</li> <li>(2) (1)の活動が特に優れていると考える理由</li> <li>(3) (1)の活動によって、どのようなごみ減量効果が期待できるか。また、どのような指標で効果を測定するのか。</li> <li>(4) (1)の活動に関する次年度以降の計画や今後の展開について</li> <li>(5) (1)の活動に関するその他アピールしたい点</li> </ol>		